

ふれあいネットワーク



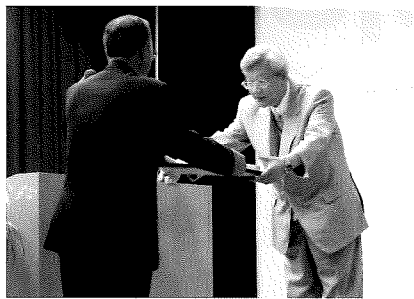
社協だより

第103号

令和元年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7
(六ヶ所村老人福祉センター内)
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292



第33回六ヶ所村社会福祉大会



七月三十一日、六ヶ所村老人福祉センターにおいて第三十三回六ヶ所村社会福祉大会が開催されました。今年度は金融広報アドバイザーの鶴谷みつ子氏を講師に迎え『悪質商法の手口と対策』と題し、ご講演頂きました。

高齢者を狙った巧妙な手口の悪質商法により、高齢者が被害に遭うケースが増えています。いろいろな種類の悪質商法があり、身近に潜む悪質商法の例を挙げながら、巻き込まれないための対策について分かりやすく教えて頂きました。また、昼食時は昂舞会と秀寿の会、花柳永良穂教室による舞踊が披露され、拍手喝采の大盛況となりました。

第三十三回六ヶ所村社会福祉大会開催される

当日は、物故社会福祉関係者に黙祷を捧げた後、地域福祉の向上にご尽力頂いた方と福祉施設に從事している方々、寄附を通じて貢献頂いた個人・団体に表彰状が送られました。被表彰者は次の通りです。

- 【感謝の部】
 - ◇社会福祉協働者
 - 天間龍博(社協理事)、安田俊彦(社協評議員)、沼田寿宏(社協監事)
 - 花美流 昂舞会
 - 会主 橋本 道郎(多額寄附)
 - 原燃輸送株式会社
 - 六ヶ所輸送事業所
 - 常務取締役所長 五十嵐信二(多額寄附)
 - 取締役所長 瀬尾 哲朗
 - むつ小川原石油備蓄株式会社
 - 取締役所長 瀬尾 哲朗

- ◇民生委員・児童委員
 - 相内正明、木村常泰、木村敏子、戸田玉子、林 とよ、吉田みさを子、逢坂喜多子
- ◇社会福祉協働者
 - 藤武昭男(社協評議員)
- ◇社会福祉施設従事者
 - 舩谷江美子(松緑福祉会)、橋本明美(松緑福祉会)、丹波めぐみ(松緑福祉会)、中村美知子(松緑福祉会)

- 【中央共同募金会長表彰―伝達―】
 - ◇感謝の部
 - 日本原燃株式会社(多額寄附)
 - ◇表彰の部
 - 【青森県共同募金会長表彰―伝達―】
 - 花美流 昂舞会
 - 会主 橋本 道郎(多額寄附)
 - 【表彰の部】
 - 櫻井 きわ(永年功労)
 - 古川 陽子(永年功労)
 - ◇感謝の部
 - 日本原燃株式会社(多額寄附)
 - 葛西 満永(多額寄附)

(敬称略)

福祉資金のご活用を

たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認められた方で保証人が必要です。
(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)
借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。
資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

◇たすけあい資金

資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金	貸付日より 6カ月以内	50,000円以内	分割又は一括
自立更正資金			
応急援護資金			

◇生活福祉資金

資金の種類	貸付条件					
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
総合支援資金	生活支援費※1 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
福祉資金	福祉費 ・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用	580万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日 から 2ヶ月以内	据置期間 経過後 12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 (高校)8年 (高専・短大)10年 (大学)15年	無利子	不要 世帯内で連帯 借受人が必要
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% 又は 長期プライム レートの いずれか 低い利率	必要 推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2				不要

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が使われております。

※1…生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。
※2…借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。



ボランティアスクール

八月六日と八月七日の二日間、村内の小学4年生から中学三年生を対象にボランティアスクールを開催しました。十五名の生徒が参加し、高齢に伴う心身の変化や障がいについて学びました。高齢者疑似体験では、体験セットを装着し高齢者の体になると、「こんなに大変だとは思わなかった。」「高齢者が困っていたら助けてほしい。」と感想が聞かれました。ぼんてん荘訪問では、レクリエーションの『魚釣り』に参加し大変盛り上がりました。短い時間ではありましたが利用者さんとの関わりから多くを学ぶ貴重な機会となりました。ぼんてん荘の皆さま、誠にありがとうございました。



障がい者レクリエーション大会

八月七日、地域交流ホームにおいて、第二十八回障がい者レクリエーション大会が開催されました。ボランティアスクールの参加の子どもたちと障がい者の方々が同じチームになり一緒にグラウンドゴルフを楽しみました。子供たちも最初は「うまくできない」と不安そうでしたが、自分のボールがホールインすると笑顔が見られました。昼食は全員で焼肉を食べ、午後は子供たちが進行役となり、ビンゴ大会を楽しみました。今年度も日本原燃㈱ボランティア部の皆さまとボランティアグループ鈴の会の皆さまにテントの設営から食事の準備、後片付けまでご協力いただきました。誠にありがとうございました。



六ヶ所村グラウンドゴルフ大会

八月二十日、大石運動公園にて多数のご参加をいただき開催されました。当日は、あいにくの天気となりましたが、優勝を目指し熱いプレーが繰り広げられました。

【団体の部】

一位	尾 駿 チーム	282 打
二位	千歳平 チーム	298 打
三位	諏 訪 チーム	316 打

【個人の部】

一位	田中 傳蔵(倉内)	51 打
二位	佐藤 光則(千歳平)	53 打
三位	橋本兼次郎(尾 駿)	54 打

善意の寄附

次の方から、心温まるご寄附を頂きました。福祉基金として積み立て災害等に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

- ・五一、二〇〇円 青森県ハーレーダビッドソンクラブ

会長 前田 松男 様

赤い羽根共同募金

10月1日よりはじまります



令和元年度
六ヶ所村目標額 **2,230,000円**

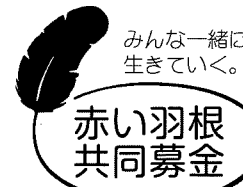
赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

平成30年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,580,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。(令和元年度使用分)

○老人福祉活動費	
一人暮らし等ふれあい食事会	620,000円
○障がい児・者福祉活動	
障がい者レクリエーション等事業費	130,000円
○福祉育成・援助活動費	
福祉チャリティーショー事業費	150,000円
広報活動費(社協だより)	300,000円
○介護用品の貸出事業	
低所得者、高齢者世帯へのベッド、エアマット、車椅子等の貸し出し	380,000円
計	1,580,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。
今年もみなさまのご協力をお願いします。



赤い羽根
共同募金

10月1日▶12月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

